

## 雇用保険の事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の支給が不適正

4件 不当金額(支出) 1992万円

(前年度 2件 2539万円)

### 1 助成金の概要

事業所内保育施設設置・運営等支援助成金（以下「助成金」という。）は、雇用保険で行う事業のうちの雇用安定事業の一環として、職業生活と家庭生活の両立支援に対する事業主の取組を促し、もってその労働者の雇用の安定に資することを目的として、自ら雇用する労働者等の子の保育を行うために一定基準を満たす事業所内保育施設（以下「保育施設」という。）の設置、運営等を行った雇用保険の適用事業主等（以下「事業主等」という。）に対して支給しているものである。

助成金の支給の要件は、専任の保育士を常時2名以上配置すること、保育施設の利用者の中に自ら雇用する労働者が1名以上いることなどとされており、助成金の支給対象となる費用には、保育施設の設置費、運営費等がある。これらのうち、設置費を支給対象とする助成金（以下「設置費助成金」という。）の支給を受けようとする事業主等は、事業所内保育施設設置・運営計画に基づき保育施設を設置した後、設置費等を記載した支給申請書に工事請負契約書、領収書等を、また、運営費を支給対象とする助成金（以下「運営費助成金」という。）の支給を受けようとする事業主等は、運営費等を記載した支給申請書に保育士の賃金台帳、出勤簿等をそれぞれ添付して都道府県労働局（以下「労働局」という。）に提出することとなっている。そして、労働局は、支給申請書の金額が領収書や賃金台帳等から算出される金額と合致するかなど支給申請書等の内容を審査した上で、支給決定を行い、これに基づいて助成金の支給を行うこととされており、支給の要件を満たしていなかったことが支給後に判明したり、事業主等が偽りその他不正の行為により本来受けることのできない助成金の支給を受け、又は受けようとしたりなどした場合は、支給決定を取り消した上で支給した助成金を返還させることなどとされている。

### 2 検査の結果

検査の結果、4労働局管内における5事業主が、設置費助成金の支給申請に当たり、設置費助成金の支給対象とはならない部分に係る設置費を含めるなどしたり、運営費助成金の支給申請に当たり、専任の保育士を常時2名以上配置することとする支給の要件を満たしているように見せるために、実際には配置していない保育士を配置したなどとした虚偽の出勤簿を添付するなどしたりしているのに、4労働局は、これらの事業主に対して支給決定を行っていた。したがって、これら5事業主に対する設置費助成金等計56,012,000円のうち、19,929,000円は支給の要件を満たしていなかったもので支給が適正でなく、不当と認められる。

[これらの不適正支給額については、本院の指摘により、全て返還の処置が執られた。]

(単位：千円)

労働局名	本院の調査に係る事業主数	不適正受給事業主数	左の事業主に支給した助成金	左のうち不当と認める助成金	摘 要
北海道	3	1	8,824	8,824	保育施設を目的外に貸し付けていたもの
埼玉	6	1	17,670	7,718	専任の保育士を常時2名以上配置することとする支給の要件を満たしていなかったものなど
神奈川	6	2	8,523	2,294	保育施設の利用者の中に自ら雇用する労働者が1名以上いることとする支給の要件を満たしていなかったものなど
大阪	7	1	20,995	1,093	助成金の支給対象外となる経費を含めていたもの
計	22	5	56,012	19,929	